（別紙１）

令和８年度山形県熱の面的利用可能性調査研究業務委託
基本仕様書

１　委託業務の名称

令和８年度山形県熱の面的利用可能性調査研究業務

２　委託期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）まで

３　業務の目的

本県におけるカーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの開発目標の達成のため、電源とともに熱源のさらなる開発促進が必要である。熱源の開発を促進するに当たり、本県ならではの熱源の面的な利用を地域の脱炭素化、ひいては地域づくりや地域活性化に繋げることが、熱源の開発の持続性の維持に資することとなる。

本業務は、温泉熱や地中熱などの県内に賦存する熱源の面的な利用により地域課題解決やレジリエンス強化、地域振興などを図る熱利用モデルを構築し、主に行政が関与する事業において活用するためのガイドラインの作成を目指すため、熱利用モデルの構築に必要な評価指標の設定及び事業可能性調査に有望な箇所の絞り込みを行うもの。

（参考）想定する全体の作業工程

○　昨年度（令和７年度）
- 熱の面的利用可能性調査研究会の立上げ
- 利用可能な熱源の調査（既存の統計資料等を活用した机上調査）
- 県内の市町村を対象としたアンケートの実施（熱利用への関心及び熱需要、直近の投資計画等の把握等）
- 山形県の地域特性や地域課題の整理
- 熱源と熱需要とを組み合わせた利用可能性のある熱利用モデルの提示

○　今年度（令和８年度）
- 熱利用モデルの評価指標の整理
- 小規模な熱の面的利用モデルの整理
- 事業可能性調査（FS）有望箇所の絞り込み

○　次年度（令和９年度）以降〔**予定**〕
- 事業可能性調査（FS）の実施
- 熱利用モデルについての事業性評価及び前年度の評価指標を踏まえた総合評価の実施
- 調査結果の総括・とりまとめ及びガイドラインの作成

（注）次年度（令和９年度）以降の工程は現時点での予定であり、実施を確約するものではない。また、これ以外の作業が必要と判断した場合は、今後工程に追加することがある。

４　委託業務内容

○　熱利用モデルの抽出と事業可能性調査（FS）実施有望箇所の絞り込み

①　適用可能性を評価するための指標（CO2 排出削減量及び実現可能性の視点は必須とする。）を設定し、評価方法・プロセスを明確化する。

②　利用可能な熱源、熱の面的利用技術、需要の組合せ（小規模な面的熱利用モデル）を４～５例抽出する。

③　山形県内の市町村における熱の面的利用への関心やニーズを把握する。

④　①を踏まえて、②と③を組み合わせ、翌年度以降に事業可能性調査（FS）の実施に有望な箇所（熱利用モデル、エリア）を数例に絞り込む。

（注１）各工程の作業においては、令和７年度に「山形県熱の面的利用可能性調査研究会」で調査・検討された内容を活用し、必要に応じ独自調査・検討を加えること。

（注２）山形県内の市町村が関与可能な小規模・分散型の熱の面的利用技術を中心に検討すること。

（注３）提案に当たっては、最終的な成果品（ガイドライン）の作成を念頭に、「３　業務の目的」に掲げた「(参考) 想定する全体の作業工程」を参考として、最終年度までを見据えた工程の進め方及び全体を通したロードマップを示すこと。

５　成果品及び納品条件

（１）成果品

①　業務報告書

・日本工業規格 A4 判両面で製本されたものを２部。

・委託者によるテキストデータ等の二次利用のためのコピー等が可能な PDF ファイルを保存した DVD-R を１枚。

②　パワーポイントを用いて業務報告書を簡潔にまとめた概要版

・委託者によるテキストデータ等の二次利用のためのコピー等が可能な PDF ファイルを保存した DVD-R を１枚（業務報告書とまとめて保存して納品することも可）。

・公開を前提とするとともに、委託者又は出典明記による二次利用を前提とした成果品を作成すること。

（２）成果品の帰属等

①　本業務の成果品の著作権、版権等についての一切の権利は委託者に帰属する。

②　本事業の遂行に当たって第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触するおそれのあるものについては、受託者の責任と費用により適正に処理するものとし、成果品は著作権等について処理済のものを使用する。なお、著作者人格権は行使しないものとする。

③　本業務に当たり、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、委託期間後であっても、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用により適正に処理するものとする。

④　その他、本契約に係る知的財産の取扱いについて必要があるときは、委託者と受託者が協議のうえ定める。

（３）成果品の補足・修正

本業務完了後、委託者が成果品に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は委託者の指示に従い、補足、修正及びその他必要な作業を実施することとする。

（４）その他

委託者及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、必要に応じて事前に当該権利保有者の了承を得て報告書内に出典を明記し、当該権利保有者に二次利用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に委託者に協議すること。

６　納期及び納品場所

（１）納　　期　　令和９年３月中旬で業務委託契約において別途定める日

（２）納品場所　　〒990-8570　山形県山形市松波２丁目８番１号
山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課

７　個人情報の取扱い

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月山形県条例第 62 号）の規定を遵守しなければならない。

８　その他

①　本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先等について書面をもって報告し、承認を得ること。第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負わなければならない。

②　本業務の遂行に当たっては、委託者と十分な打ち合わせを行うこと。なお、業務の過程で委託者から指示された事案については、迅速かつ誠実に対応すること。

③　本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、処理することとする。